平成30年度第1回出雲市入札制度等監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 30 年 5 月 29 日 (火) 14 時 00 分~16 時 00 分 出雲市役所 5 階 入札室		
委員		田 良作 (島根大学)	高等専門学校環境・建設工学科教授) て学院法務研究科教授) 台会連合会副会長)
審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日		
報 告 事 項	(1)入札方式別発注工事の状況について (2)指名停止の運用状況について (3)低入札価格調査制度の運用状況について (4)苦情処理の運用状況について (5)その他		
審議事項	抽出案件(3件)		備考
	指名競争 入札	1. H29 災 2/77 佐 田東村農地災害 復旧工事	抽出の考え方 (抽出担当:山本委員) ・落札率100%であったた
	指名競争 入札	2.平成 29 年災第 112 号馬場遥堪 線道路災害復旧 工事	め。 ・比較的高額の指名競争入札で あり、落札率が高く、入札者数 の少なかったため。
	随意契約	3. 出雲ドーム 5m イベントリング 及びウィンチ改 修工事	・比較的高額の随意契約だったため。
委員からの	意見・質問		回答
意見・質問、それ に対する回答等	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による 意見の具申また は勧告の内容	なし		

【報告事項について】

- (1) 入札方式別発注工事の状況について
- (2) 指名停止の運用状況について
- (3) 低入札価格調査制度の運用状況について
- (4) 苦情処理の運用状況について
- (5) その他

① 平成29年度の工種別の落札率で電 ① 土木一式工事等に比べて、製品を設 気、管について相対的に高い状態で推 置する事が多い工種であり、その割合 移している原因、理由があるか? が多く占める工種である。管工事では、

意見 質問

回 答

- ① 土木一式工事等に比べて、製品を設置する事が多い工種であり、その割合が多く占める工種である。管工事では、水道・下水道接続が伴う工事が多く、手続き等も発生するため、価格競争できる幅が狭いと考えている。
- ② 関連して市内業者の数の推移の面からみて関連があるか?
- ② 業者数が減少傾向である。市内は民間の工事等も発注があるため、影響しているかもしれない。
- ③ 工種によっては工賃の方が高い割合を占める場合や、逆に工事に使う資材等の割合が高くなる工種もあると思うが、価格競争の面から考えると工賃は競争が可能であるが、資材等については、価格競争が難しいため、価格性が下がってくる。電気や管工事はそういう傾向があるのか?
- ③ おっしゃるように、他の工種に比べて、電気や管工事は資材に係る割合が高いため、競争性がでにくい状況にあると思う。
- ④ 工事実績をみると、前回(平成29年4月~9月)に比べて随意契約の割合が高いと思うが?
- ④ 時期的な関係があると思う。一般競争入札の案件は、長い工期を要する案件が多い。そのため、年度の前半で発注するケースが多い。随意契約については、設計額が低く、工期も短いため、年度後半に発注するケースが多い傾向にある。

【審議事項について】

1) H29 災 2/77 佐田東村農地災害復旧工事

① 落札率が100%ということで抽出
案件とした。応札は2者で、1者が落
札率100%、もう1者も概ね近い額
となっている。この工事に関しては、
競争が働きにくい状況ということか?

意見・質問

回答

① 農地の災害復旧工事は、応札者が少ない傾向にある。平成29年度にこの後行った災害復旧工事の入札でも2件とも不落であり、業者からすると人気がない工事だと思っている。

- ② 工事内容の関係で、例えば電気工事では材料代が多くを占めるため、落札率が高くなる傾向にあるそうだが、今回の工事ではそういった理由はないのか?
- ② 設計基準書、単価が公表されており、 特殊な工事ではない。業者としては、 設計額を想定しやすい状況にある。工 期にあたる冬場、特に現場となる佐田 地域においては、雪の関係で施工時期 が限られる状況にあり、敬遠されてい るのではないかと思う。
- ③ 抽出案件1件目と2件目は同じような状況かと思うが、1件目の応札19者中2者、2件目の応札が10者中2者という事で辞退が多い。辞退が多いという事は競争性が低下するという事で、問題があるかと思う。そういった事で、何か特別な理由があるのか?

落札率が100%とあるから問題があるという事ではないが、予定価格の出し方について、設計額と業者の設計がたまたま一致する事はあると思うが、災害復旧工事では、そういった傾向があるのか?

③ 工種、設計額に応じてランク表に基づいて指名している。

辞退が多い点については、過去5年間の災害復旧工事の入札状況をみ落と、農林関係が22件あり、平均応札者繁が2.8者であり、同工種の工事ながい。 2.8者であり、同工種の工事なが出る。 2.8者であり、応札者数が比いよるに、応札率が高く、応札者数が明にかめに、災害が起きやすい場所によるにより、施工もしにくい場所である。 施工もしまで、施工時期が限ちた。 地という事で、施工時期がと思う。 め、敬遠される傾向にあると思う。

市が積算に使った基準書・単価表は 公表されているものを使っている。そ のため、業者もそれに基づいて設計す れば、自ずと近い設計額になる。

- ④ 基準書があって、単価も公表されているため、仕様書をみれば、業者は予定価格がわかる状況にあって、この種の工事は、先ほどの説明の要因で、応札者が少ないため、あまり値引きをせずに想定した予定価格をそのまま応れずに想定した予定価格をそのまるという頃向が生まれるという理解で良いか?
- ④ こちらで把握している状況によれば、そのとおりである。

- ⑤ 入札された2者とは現場に近い業者か?
- ⑤ 施工場所に近い業者である。
- ⑥ 過去にも同じ農地の関係で落札率が 100%だった件があったと思うが?
- ⑥ 平成26年度第1回の委員会での抽 出案件に「H25災2/77佐田東村 農地災害復旧工事」があった。
- ⑦ そういった状況であれば、珍しくないかもしれない。

2) 平成 29 年災第 112 号馬場遥堪線道路災害復旧工事				
意見・質問	回 答			
① 比較的高額の指名競争入札であり、 落札率が高く、入札者数の少なかった ため抽出したが、指名競争入札と簡易 型一般入札は設計金額により、分けて いるということでよいか?	① そのとおり。			
② 指名競争入札を行う根拠としては、 地方自治法施行令第167条だと思う が、金額の基準はどれに該当するか?	② 第3項にあたると思う。金額については、明確に決まっているものではないと思うが、他市とほぼ同じ金額設定になっている。 格付けについては、各自治体毎に、骨格は同じであるが、詳細部分は異なっている状況である。			
③ 指名競争入札がある趣旨は?自治体の業者決定は、原則一般競争入札になっている。それぞれに地域で地元の業者を育成するためという自治体の都合があり、地域により、設計額による発注方法の基準が異なるということでよいか?国もそういった考え方だったと思うが?	③ 出雲市も地元業者育成という面も考慮し、市内業者優先という考え方で発注している。 指名競争入札の相手方については、 事前に入札参加資格申請時に審査をしておけば、工事発注の都度、資格を確認する手間を省けるというメリットもある。			
④ 出雲市では土木工事の場合1500 万円以上の工事を(簡易型)一般競争 入札とし、それ以下を指名競争入札と しているが、一般競争入札の方がコスト高、手間がかかる、時間がかかると いう事になり、そういった事を考慮し た制度と理解してよいか?	④ おっしゃる面もあると思う。それと地元業者の育成という面もある。地元業者で施工できるものは地元業者でという声もあり、1500万円という線引きをしている。130万円未満の場合は、随意契約というように、設計額に応じた業者決定方法を定めている。			
3) 出雲ドーム 5m イベントリング及びウィンチ改修工事				
意見・質問	回答			
① 抽出の趣旨は、高額であるが1者随 意契約となっているからで、その理由 はご説明いただいたところだが、特殊 性がよくわからないので、もう少し説 明してほしい。	① 今回の施工場所である出雲ドームは、通常の建築基準法上の構造計算をする建物ではなく、デラのウィンチは直接のウィンチは直接のウィンチは直接のウィンチは直接の大断面の木造の集成材をデームをは、大断面の木造の集成材をデームを建設した施工業者独自の技術であり、たが、第自体できない。そのため、特殊な建物と表現させてもらった。			

- 造計算できないとどう支障があるの カン?
- 構造計算できないという事だが、構 | ② 普通の業者だと構造計算ができな い。平成4年に建設しているが、経年 劣化もあるので、当初からの部材の劣 化がどの程度あるのか、そういった計 算は出雲ドームを建設した施工業者し かできない。そのため、施工業者の系 列会社である今回の施工業者の関連会 社にお願いした。
- そもそも地方自治法施行令に基づき 随意契約しておられ、入札になじまな いものと判断しておられるのですね。 特殊な技術や技能があると思うがその 典型的なものとして、知的財産権、特 許の様なものがある。ここの業者でな いと、工事ができない。そういったも のがあるとすると、それが正に特殊な 技術、技能といえると思う。他のもの に替え難いため、どうしても随意契約 でやらなければならなかった。という 説明がいると思う。計算ができる、で きないという事ではなく、ここに頼ま なければ、計算も含めて、施工技術、 ノウハウ、特許登録していない場合で もノウハウを持っている業者はここだ けだ。という事でここと契約を結んだ という事でよろしいか?

私も素人だが、出雲ドームは色々な 特許やノウハウを駆使した建物だと聞 いている。そうであれば、施行令にあ てはまる工事ではないかと思う。そう いう理解でよろしいか?

③ おっしゃるとおりである。出雲ドー ム自体も構造自体も、建物自体が一般 的な建築基準法によらない建物であ る。そのため、特殊な許可を取って建 てたものである。

それと今回ウィンチ等を取り付ける 傘でいう骨にあたるものが木材の集成 材を使っており、一般にある材料では ないものを特別に出雲ドーム施工業者 が作って骨組みとしている。これに直 接重さのかかるものを取り付けるた め、それに耐えられるかどうか確認す る必要がある。それを確認することが、 出雲ドームを建設した業者の系列会社 でないとできないという判断で、随意 契約したものである。

- ④ 施工ノウハウ・技術がここしかない ということか?
- ④ そのとおり。
- 出雲ドームの建設工事は、設計は別 の業者がやっているのか?
- 設計施工とも同じ業者である。
- ⑥ 出雲ドームでは、イベント等も多く 開催されるが、今回の工事の影響は?
- ⑥ ウィンチの製作に時間がかかるた め、4カ月の工期を取っているが、実 際の現場工事は20日程度である。